

令和6年（2024年）第二回定例会提出議案一覧

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第146号	件名：熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	＜改正理由＞ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号）の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 第1条 熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第93号）の一部を次のように改正する。 第4条中「第26条第3項」を「第26条第5項」に改める。 ＜施行日＞ 公布の日

令和6年（2024年）第二回定例会提出議案一覧

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第146号	件名：熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	＜改正理由＞ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号）の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 第2条 熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第94号）の一部を次のように改正する。 第4条第1項中「第20条第3項」を「第20条第5項」に改める。 ＜施行日＞ 公布の日

令和6年（2024年）第二回定例会提出議案一覧

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第146号	件名：熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	＜改正理由＞ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号）の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 第3条 熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第105号）の一部を次のように改正する。 第3条第2項の表及び附則第3条中「第62条第1号」を「第62条第1項」に改める。 ＜施行日＞ 公布の日

改正後（案）	現行	備考
（趣旨） 第１条 この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第２１条の５の４第１項第２号並びに第２１条の５の１９第１項及び第２項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （定義） 第２条 この条例において使用する用語は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 第３条 （略） （外部評価の活用） 第４条 指定児童発達支援事業者は、省令第<u>２６条第５項</u>に規定する評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。 第５条～第７条 （略） 附 則 （略）	（趣旨） 第１条 この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第２１条の５の４第１項第２号並びに第２１条の５の１９第１項及び第２項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （定義） 第２条 この条例において使用する用語は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 第３条 （略） （外部評価の活用） 第４条 指定児童発達支援事業者は、省令第<u>２６条第３項</u>に規定する評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。 第５条～第７条 （略） 附 則 （略）	・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第５号）による改正。（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第２６条について、項の追加に伴って第３項が第５項に繰り下がったもの）

改正後（案）	現行	備考
（趣旨） 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において使用する用語は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 第3条 （略） （評価結果の公表及び外部評価の活用） 第4条 指定福祉型障害児入所施設は、省令<u>第20条第5項</u>に規定する評価の結果を公表しなければならない。 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。 第5条～第7条 （略） 附 則 （略）	（趣旨） 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において使用する用語は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 第3条 （略） （評価結果の公表及び外部評価の活用） 第4条 指定福祉型障害児入所施設は、省令<u>第20条第3項</u>に規定する評価の結果を公表しなければならない。 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。 第5条～第7条 （略） 附 則 （略）	・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号）による改正。（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第20条について、項の追加に伴って第2項以下が2項ずつ繰り下がったもの）

改正後（案）			現行			備考		
（趣旨） 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において使用する用語は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 （児童福祉施設の設備及び運営に関する基準） 第3条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第45条第1項の規定により条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。 2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			（趣旨） 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において使用する用語は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 （児童福祉施設の設備及び運営に関する基準） 第3条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第45条第1項の規定により条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。 2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。					
省令第2条	都道府県知事	市長	省令第2条	都道府県知事	市長			
省令第3条	都道府県知事	市長	省令第3条	都道府県知事	市長			
第1項	その管理に属する法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第12条第1項の規定により	熊本市社会福祉審議会条例（平成12年条例第33号）第1条に規定する熊本市社会福祉審議会	第1項	その管理に属する法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第12条第1項の規定により	熊本市社会福祉審議会条例（平成12年条例第33号）第1条に規定する熊本市社会福祉審議会			

	同法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）			同法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）	
省令第3条第2項	都道府県	市	省令第3条第2項	都道府県	市
省令第32条第2号	又は	1人につき4.95平方メートル以上、	省令第32条第2号	又は	1人につき4.95平方メートル以上、
	1.65平方メートル	3.3平方メートル		1.65平方メートル	3.3平方メートル
省令第32条第3号	又は	1人につき4.95平方メートル以上、	省令第32条第3号	又は	1人につき4.95平方メートル以上、
省令第32条第5号	付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	建物と同一敷地内又はこれに隣接する敷地内にあるもの（公園等を除く。）に限る	省令第32条第5号	付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	建物と同一敷地内又はこれに隣接する敷地内にあるもの（公園等を除く。）に限る
省令第32条の2第5号	提供するよう努める	提供する	省令第32条の2第5号	提供するよう努める	提供する
省令第38条第2項第6号	児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）	市長	省令第38条第2項第6号	児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）	市長
省令第62条第1項	付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	建物と同一敷地内又はこれに隣接する敷地内にあ	省令第62条第1号	付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	建物と同一敷地内又はこれに隣接する敷地内にあ

・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号）による改正。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第62条について、号建ての規定が項建てに改正されたもの）

	るものに限る		るものに限る
第4条～第7条（略）		第4条～第7条（略）	
附 則		附 則	
（施行期日）		（施行期日）	
第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。		第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。	
（経過措置）		（経過措置）	
第2条 この条例の施行の際現に存する保育所については、当分の間、第3条第2項の規定（省令第32条第5号の規定の読替えに係る部分に限る。）は、適用しない。		第2条 この条例の施行の際現に存する保育所については、当分の間、第3条第2項の規定（省令第32条第5号の規定の読替えに係る部分に限る。）は、適用しない。	
第3条 この条例の施行の際現に存する福祉型児童発達支援センターについては、当分の間、第3条第2項の規定（省令 <u>第62条第1項</u> の規定の読替えに係る部分に限る。）は、適用しない。		第3条 この条例の施行の際現に存する福祉型児童発達支援センターについては、当分の間、第3条第2項の規定（省令 <u>第62条第1号</u> の規定の読替えに係る部分に限る。）は、適用しない。	

令和6年（2024年）第二回定例会提出議案一覧

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第147号	件名：熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	<改正理由> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和6年内閣府、厚生労働省令第3号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。 <改正内容> 第1条 熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第96号）の一部を次のように改正する。 第3条第2項中「第210条第4項及び第5項並びに第213条の6第5項及び第6項」を「第210条第5項」に、「同項」を「省令第213条の6第6項」に改め、「第213条の10第1項、」を削る。 第2条 熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。 第3条第2項中「、省令第210条第5項中「都道府県知事」とあるのは「市長」と」を削る。 <施行日> 公布の日から施行。 ただし、第2条の規定は、公布の日又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行。

令和6年（2024年）第二回定例会提出議案一覧

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第147号	件名：熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	＜改正理由＞ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和6年内閣府、厚生労働省令第3号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。 ＜改正内容＞ 第3条 熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第98号）の一部を次のように改正する。 第4条第1項中「第16条第3項」を「第16条第4項」に改める。 ＜施行日＞ 公布の日

第2条改正（公布の日又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行の日のいずれか遅い日）	第1条改正（公布日施行）	現行
（趣旨） 第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 （指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準） 第3条 次条から第6条までに定めるもののほか、法第30条第1項第2号イ、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定めら	（趣旨） 第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 （指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準） 第3条 次条から第6条までに定めるもののほか、法第30条第1項第2号イ、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定めら	（趣旨） 第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 （指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準） 第3条 次条から第6条までに定めるもののほか、法第30条第1項第2号イ、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定めら

れた経過措置に規定する基準を含む。)とする。 2 前項の場合において、省令第29条中「介護給付費」とあるのは「介護給付費又は特例介護給付費」と、省令第183条中「都道府県」とあるのは「市」と、省令第201条第4項中「都道府県」とあるのは「市及び熊本県」と<u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u>、省令第213条の6第6項中「前項」とあるのは「前2項」と、省令<u> </u> <u> </u>、附則第7条第1項及び附則第11条第2項中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。 第4条～第6条 (略) 附 則 (略)	れた経過措置に規定する基準を含む。)とする。 2 前項の場合において、省令第29条中「介護給付費」とあるのは「介護給付費又は特例介護給付費」と、省令第183条中「都道府県」とあるのは「市」と、省令第201条第4項中「都道府県」とあるのは「市及び熊本県」と、省令第210条第5項 中「都道府県知事」とあるのは「市長」と、省令第213条の6第6項中「前項」とあるのは「前2項」と、省令<u> </u> <u> </u>、附則第7条第1項及び附則第11条第2項中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。 第4条～第6条 (略) 附 則 (略)	れた経過措置に規定する基準を含む。)とする。 2 前項の場合において、省令第29条中「介護給付費」とあるのは「介護給付費又は特例介護給付費」と、省令第183条中「都道府県」とあるのは「市」と、省令第201条第4項中「都道府県」とあるのは「市及び熊本県」と、省令第210条第4項及び第5項並びに第213条の6第5項及び第6項中「都道府県知事」とあるのは「市長」と、同項<u> </u>中「前項」とあるのは「前2項」と、省令第213条の10第1項、附則第7条第1項及び附則第11条第2項中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。
--	---	---

改正後（案）	現行	備考
（趣旨） 第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 第3条 （略） （評価結果の公表及び外部評価の活用） 第4条 療養介護事業者は、省令<u>第16条第4項</u>に規定する評価の結果を公表しなければならない。	（趣旨） 第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 第3条 （略） （評価結果の公表及び外部評価の活用） 第4条 療養介護事業者は、省令<u>第16条第3項</u>に規定する評価の結果を公表しなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府厚生労働省令（令和6年内閣府高齢労働省令第3号）による改正。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運

2 療養介護事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。 第5条、第6条 （略） 附 則 （略）	2 療養介護事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。	営に関する基準第16条について、第2項の追加に伴って第3項が第4項に繰り下がったもの)
--	--	--

令和6年（2024年）第二回定例会提出議案一覧

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第148号	件名：熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	＜改正理由＞ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第17号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 第1条 熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第97号）の一部を次のように改正する。 第4条第1項中「第22条第3項」を「第22条第4項」に改める。 ＜施行日＞ 公布の日

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第148号	件名：熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	＜改正理由＞ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第17号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 第2条 熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第101号）の一部を次のように改正する。 第4条第1項中「第17条第3項」を「第17条第4項」に改める。 ＜施行日＞ 公布の日

改正後（案）	現行	備考
（趣旨） 第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 （指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準） 第3条 次条から第6条までに定めるもののほか、法第44条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。 2 前項の場合において、省令第29条第4項中「都道府県」とあるのは「市及び熊本県」と、省令第33条中「都道府県」とあるのは「市」と、省令第39条第	（趣旨） 第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 （指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準） 第3条 次条から第6条までに定めるもののほか、法第44条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。 2 前項の場合において、省令第29条第4項中「都道府県」とあるのは「市及び熊本県」と、省令第33条中「都道府県」とあるのは「市」と、省令第39条第	

2号中「又は訓練等給付費」とあるのは「、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、省令附則第17条及び第18条中「施行日」とあるのは「平成25年3月31日」と読み替えるものとする。

(令3条例49・全改)

(評価結果の公表及び外部評価の活用)

第4条 指定障害者支援施設等は、省令**第22条第4項**に規定する評価の結果を公表しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

第5条～第6条 (略)

附 則 (略)

2号中「又は訓練等給付費」とあるのは「、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、省令附則第17条及び第18条中「施行日」とあるのは「平成25年3月31日」と読み替えるものとする。

(令3条例49・全改)

(評価結果の公表及び外部評価の活用)

第4条 指定障害者支援施設等は、省令**第22条第3項**に規定する評価の結果を公表しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

第5条～第6条 (略)

附 則 (略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する厚生労働省令（令和6年厚生労働省令第17号）による改正。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第22条について、項の追加に伴って第3項が第4項に繰り下がったもの）

改正後（案）	現行	備考
（趣旨） 第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 （令3条例53・全改） （障害者支援施設の設備及び運営に関する基準） 第3条 次条から第5条までに定めるもののほか、法第84条第1項の規定により条例で定める障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。 2 前項の場合において、省令第24条第4項中「都道府県」とあるのは「市及び熊本県」と、省令第28条中「都道府県」とあるのは「市」と読み替えるものとする。	（趣旨） 第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。 （令3条例53・全改） （障害者支援施設の設備及び運営に関する基準） 第3条 次条から第5条までに定めるもののほか、法第84条第1項の規定により条例で定める障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。 2 前項の場合において、省令第24条第4項中「都道府県」とあるのは「市及び熊本県」と、省令第28条中「都道府県」とあるのは「市」と読み替えるものとする。	

(令3条例53・全改)

(評価結果の公表及び外部評価の活用)

第4条 障害者支援施設は、省令第17条第4項に規定する評価の結果を公表しなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

第5条 (略)

附 則 (略)

(令3条例53・全改)

(評価結果の公表及び外部評価の活用)

第4条 障害者支援施設は、省令第17条第3項に規定する評価の結果を公表しなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

第5条 (略)

附 則 (略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する厚生労働省令（令和6年厚生労働省令第17号）による改正。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第17条について、項の追加に伴って第3項が第4項に繰り下がったもの）

令和6年（2024年）第二回定例会提出議案一覧

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第 149 号	件名：熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について
	<改正理由> 子育て支援時間の導入に伴う規定の整備等をするため、所要の改正を行う必要がある。
	<改正内容> (1)子育て支援時間の導入に伴う規定の整備 (2)その他規定の整備
	<施行日> 公布の日

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成２０年条例第１１６号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（趣旨） 第１条 この条例は、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号。以下「法」という。）第３８条第４項の規定に基づき、病院事業の企業職員（以下「企業職員」という。）の給与の種類及び基準を定めるものとする。 （給与の種類） 第２条 企業職員で常時勤務を要する者、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項の会計年度任用職員及び同法第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（以下「職員」と総称する。）の給与の種類は、給料及び次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める手当とする。 （１）～（３） （略） ２ （略） 第３条～第２１条 （略） （給与の減額） 第２２条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、企業管理規程に規定する休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に管理者の承認のあった場合を除き、その勤務しない１時間に	（趣旨） 第１条 この条例は、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号。以下「法」という。）第３８条第４項の規定に基づき、病院事業の企業職員（以下「企業職員」という。）の給与の種類及び基準を定めるものとする。 （給与の種類） 第２条 企業職員で常時勤務を要する者、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項の会計年度任用職員及び同法第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（以下「職員」と総称する。）の給与の種類は、給料及び次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める手当とする。 （１）～（３） （略） ２ （略） 第３条～第２１条 （略） （給与の減額） 第２２条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、企業管理規程に規定する休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に管理者の承認のあった場合を除き、その勤務しない１時間に

つき管理者が定める勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(1) 部分休業（当該職員がその小学校就学の始期（フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員にあっては、満3歳）に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）

(2) 介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇（次号に掲げるものを除く。）をいう。）

(3) 介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）

(4) 修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）

(5) 高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日以後の日で、

つき管理者が定める勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(1) 部分休業（当該職員がその小学校就学の始期_____に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）

(2) 介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇（次号に掲げるものを除く。）をいう。）

(3) 介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）

(4) 修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）

(5) 高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日以後の日で、

当該職員が申請において示した日からその定年退職日（熊本市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第2条の定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）

- (6) 不妊治療休暇（管理者が定める職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）

(7) 子育て支援時間（当該職員が満6歳に達する日後の最初の4月1日（フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員にあつては、満3歳に達する日の翌日）から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児である子にあつては、満12歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを含む。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）

3 前項各号に掲げる休業又は休暇のほか、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員が、管理者が定める休業又は休暇について承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当

当該職員が申請において示した日からその定年退職日（熊本市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第2条の定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）

- (6) 不妊治療休暇（管理者が定める職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）

【新設】

【新設】

たりの給与額を減額して給与を支給する。

第23条～第29条（略）

（委任）

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 （略）

第23条～第29条（略）

（委任）

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。